

社援基発 0426 第 4 号
平成 30 年 4 月 26 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
（ 公 印 省 略 ）

建設業の働き方改革の推進について

今般、国土交通省土地・建設産業局長より、建設工事の発注を行う法人に対して、建設工事に従事する者の長時間労働の是正に向けた取組について協力依頼があったことから、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（平成 29 年 8 月 28 日建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ）と併せてお知らせ致します。

今後、社会福祉法人が建設工事の発注を行う場合には、これらを踏まえた取組に努める必要がありますので、御了知の上、管内市区町村又は関係団体への周知等よろしくお取り計らい願います。